

（表）

9センチメートル	
5.5センチメートル	第 _____ 号
	官職 _____
	氏名 _____
	日本郵便株式会社法 第16条第2項の規定による検査員証
	年 月 日 発 行
	年 月 日 限り有効
総務大臣	印

（裏）

日本郵便株式会社法抜粋
第16条 総務大臣は、この法律及び前条第1項各号に掲げる法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第22条 第16条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、30万円以下の罰金に処する。